

## 久喜市教育委員会令和4年7月定例会

開催月日 令和4年7月22日（金曜日）  
開催場所 鷲宮総合支所3階 庁議室1・2  
開会時刻 午後1時30分  
閉会時刻 午後2時40分

### 久喜市教育委員会令和4年7月定例会議事日程

#### 第 1 署名委員の指名

書記の指名

会議時間の決定

#### 第 2 前回会議録の承認

#### 第 3 教育長報告

ア 令和4年度久喜市一般会計補正予算（第5号）（案）に係る意見聴取について

イ 久喜市議会令和4年6月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について

ウ 久喜市議会令和4年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

エ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

#### 第 4 議事

議案第36号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について

議案第37号 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則について

議案第38号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問について

議案第39号 令和5年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について

#### 第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育長及び出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫  
委員 山 中 大 吾  
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子  
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長	野 原 隆
教育部副部長	斧 田 直 樹
参事兼教育総務課長	榊 原 俊 彦
参事兼指導課長	川羽田 恵 美
参事兼生涯学習課長	小森谷 修
参事兼中央公民館長	須 田 諭
学務課長	関 口 智 彰
学校給食課長	小 林 喜 則
文化財保護課長	堀 内 謙 一

教育総務課

課長補佐兼係長	森 田 和 美
主任	宮 道 未 央

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。

学校は、昨日から39日間の夏季休業となりました。新型コロナウイルス感染症ですが、一時収まっておりましたけれども、6月末の猛暑の日が続いたあたりから感染者が急増し、学級閉鎖等を行った学校もございます。予断を許さない状況に変わりはありませんが、各学校では感染対策を講じながら夏季休業中の林間学校などを実施するなど、ほぼ正常な学校運営ができておりました。関係の皆様のご努力に感謝を申し上げます。

過日、本年度第1回の総合教育会議が開催され、第2次久喜市総合振興計画における教育分野についてご議論をいただきました。これに合わせて教育委員会が策定を進めています第3期久喜市教育振興基本計画につきまして、今後も委員の皆様のご意見を賜れば幸いです。

それでは、早速ではありますが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和4年7月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、森田課長補佐をお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和4年6月28日に開催いたしました令和4年6月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからエの4件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、令和4年度久喜市一般会計補正予算（第5号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、教育長報告アの令和4年度久喜市一般会計補正予算（第5号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。別冊資料の令和4年度久喜市一般会計補正予算（第5号）を御覧ください。

このたびの補正予算につきましては、久喜市議会令和4年6月定例会議最終日の7月7日に提案され、同日原案可決となったものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして、6月29日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

なお、補正予算の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、教育長報告アのうち、学務課の所管分につきましてご説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。下のほうになりますが、10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、事業番号6、私立幼稚園補助事業、18節負担金、補助及び交付金48万円の増でございます。こちらにつきましては、コロナ禍における食材等の物価高騰による給食費の保護者負担増を抑制するため、市内にあります私立幼稚園1園に対しまして、私立幼稚園給食費等物価高騰対策給付金を支給するものでございまして、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するものでございます。

学務課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） 続きまして、学校給食課の所管部分につきましてご説明いた

します。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。歳入でございます。20款諸収入、5項雑入、3目雑入、5節雑入、20細節保健体育費雑入308万4,000円の増でございます。こちらにつきましては、物価高騰の影響による食材価格の上昇分につきまして、2学期以降、児童生徒は、国の交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者の負担が増加しないようにするところでございますが、教職員等につきましては、交付金の趣旨が子育て世帯に対する支援ということから、学校給食教職員等食材代として負担していただくものでございます。

続きまして、歳出でございます。12ページ、13ページをお開きください。一番下の段でございます。10款教育費、6項保健体育費、2目学校給食費、事業番号4、学校給食運営事業、10節需用費3,721万8,000円の増でございます。こちらにつきましては、学校給食で使用する賄材料費について、物価高騰の影響による食材価格の上昇分を、児童生徒は保護者負担が増加しないよう国の交付金を活用し、教職員等は食材代を負担していただくことにより、これまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食を提供するものでございます。

以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 学校給食の関連でお聞きします。今回給食費のうち賄材料費について臨時交付金を財源として充てているわけですが、学校給食法では食材費は保護者負担というふうになっておりまして、久喜市ではその原則を貫いてきたと思うんですが、今回のこの措置は、物価高騰による緊急避難的、一時的な措置なのか、あるいは今後とも一定割合公的資金を投入していくのか、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○**教育長（柿沼光夫）** 学校給食課長。

○**学校給食課長（小林喜則）** まず、こちらにつきましては臨時的な対応でございます。文科省のほうから今年の4月頃に物価高騰が著しいので、保護者負担がかからず、これまでどおりの学校給食を提供するように通知のほうがございます。こちらに基づいて今回このような措置をとらせていただいたところでございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** そうしますと、臨時交付金なりがなくなった場合は、やはり原則どおり保護者のほうの負担求めるという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○**教育長（柿沼光夫）** 学校給食課長。

○**学校給食課長（小林喜則）** 学校給食費については審議会にかける必要もございますので、それらの経緯を経る必要はあると思います。あと、今後については、物価の動向を注視しながら検討していく必要があると考えておりまして、原則、賄材料費については保護者負

担ということで考えております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市議会令和4年6月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野原隆） それでは、教育長報告イ、久喜市議会令和4年6月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の1ページから23ページまでに、教育委員会に関する質問事項とその要旨、質問に対する答弁をそれぞれ掲載してございます。質問者は全体で25名、うち教育委員会に関する質問者は15名でございました。

質問の概要につきましては、多い順から、学校給食に関することが5件、菖蒲中学校のスクールバスに関連することが3件、子どものマスク着用に関することが1件、タブレット端末の小学生への影響に関することが1件、インターネット上の誹謗中傷等の対策強化に関することが1件、小・中学校における起業家教育の状況に関することが1件、学校教育におけるパラスポーツの活用に関することが1件、ヤングケアラーに関することが1件、学校の諸問題対応能力の向上に関することが1件、小・中学校体育館へのクーラー設置に関することが1件、小林小学校区生徒の通学路の安全に関することが1件、菖蒲南中学校の跡地活用に関することが1件、休校した上内小学校の活用に関することが1件、市立図書館の利便性向上に関することが1件、再開しつつある文化芸術振興等の活性化に関することが1件、公民館のコミュニティセンター化に関することが1件でございます。

本来であれば、一つ一つの質問内容と、それらに対する答弁内容につきましてご説明申し上げるべきところでございますが、事前に資料を配付させていただいておりますこと、また時間も限られておりますことから、個別の説明につきましては省略させていただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 5ページのヤングケアラーについてなんですけれども、ここのヤングケアラーサポートクラス事業というのをちょっと初めて聞いたものですかから、この具体的な内容を教えていただければと思っていることと、あと市内のほうでは小学校に実施するという事なんです、なぜ小学校だけなのか。

あと、中学で自分がヤングケアラーに当てはまると思う人数が減っているようなのですけれども、何か背景があるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） まず初めに、ヤングケアラーサポートクラスについてご説明いたします。

こちらにつきましては、県教育委員会は、教職員や生徒、保護者を対象にヤングケアラーに対する理解を深め、学校における就学支援を充実させることを目的として昨年度より実施しているものでございます。今回小学校を実施対象としたということにつきましては、小学校だからというわけではなくて、なかなかこれまで多くの機会を得られない中で、申し込んだところがたまたま小学校であったということで、実態に応じて、本市の場合にはこちらの小学校にて申し込んだところ、その機会を得たというところがございます。今後機会がありましたら、また様々な学校に広げていけたらいいかなと思っております。

あと、もう一つはヤングケアラーの数のことでしょうか。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 中学生になると人数が減ってくる背景には何かあるのでしょうか。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 失礼しました。こちらの数についてでございますけれども、あくまでも子どもを通した聞き取りというところで、もしかしたら小学生のほうは捉え方が、例えばおじいちゃんのお手伝いをしているとか、お食事の準備をしているとか、そういったところも入れてしまうというような傾向があるということで、必ずしも実態として小学校が多くて中学校は少ないということじゃないのかなというふうな認識はあるんですけれども、今後調査の仕方をどのようにしたら正確なものになるか、検討してまいりたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 学校給食に関して、先ほど予算のときもちょっと思ったんですが、要はご回答の中で市の負担はないということを15ページとかでもいっていると思うんですが、実際には先ほどの補正予算は国のお金ということで、市の負担はないということでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） まず、この答弁書15ページの市の負担がないというところについては、今現在、賄材料費について、物価が高騰しているので、小学校243円、中学校295円から飛び越えるところがあるのかというところについて、1学期については、食材、献立もそれで賄っていますので、今のところないです。臨時交付金のところにつきましては、2学期以降、8月から3月までの8か月間を賄うものでございまして、国のお金と、あとは教職員等の方に負担していただくので、原則、市の負担はないというところ

で考えております。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

どうぞ。

○委員（小野田真弓） そうなりますと、給食センターに見学に行つて給食を試食をするというときには、教職員と同じ値段に変わるということ。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） 今年度については物価高騰の影響を受けておりますので、おっしゃられるように教職員等と同じ金額でお願いする予定でございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

ほかにございますか。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 2ページの田村議員の質問の中のタブレット端末に関連して質問します。実は学童保育のほうでも問題が生じておりまして、職員が一番困っているのが、ユーチューブを学習で使っているのか、学習以外なのかという点です。4ページのほうに有害サイトが閲覧できないようにするですとか、あるいはいろんな情報を遮断するためのフィルタリング設定をしているという記述があります。学童のほうでは個々の端末の内容までは関与しておりませんが、そうした場合、児童が見ている内容について、基本的には問題がないのだというふうな受け止め方でよいのかを確認させていただきたいと思えます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） こちらフィルタリングを設定しておりまして、有害なサイトにはいかないようにブロックをかけておりますので、そういったところで、こちらで有害なサイトにつながったという事例はございませんので、学校はそのような形で対応しております。

○教育長（柿沼光夫） 基本は、児童生徒は、学校のこの端末は学習用のみに使うということにしています。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） ちょっと私も最近現場のほうに、人手がないものですから出ていっているもので、その使っている様子を見るんですが、この間ちょっと鷺宮のほうで見た例なんですけど、グーグルのアプリを使ってですね、ストリートビューを子どもが見ているんです。何しているのと言ったら、社会科の勉強だというふうな答えですとか、それからあとユーチューブを見ていたりとか、あるいはゲームをしていたりとかというのも職員から報告を受けているんですが、その辺についてはどのように対処したらよろしいでしょう。学校の考え方として、教育委員会の考え方として何かあればお願いしたい。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 例えばユーチューブの中でも良質なものもございます。



それから、ゲームについても学習に近い形のものもございます。また、ストリートビューに関しましても、例えば個人的な部分にふれてしまうという可能性もありますけれども、フィルタリングをかけるとともに、学校では子どもたちはどういうところにアクセスして、今何を見ているかというのが分かるようなシステムもございますので、その都度子どもたちの使っているソフトであったりアプリであったりというのを確認しながら進めていきたいと考えております。

- 教育長（柿沼光夫）** 学童に、クロームブックの使用の手引とか、この前改めて出した、使用についての保護者への案内、それを渡したほうが、同じことで指導していただくように、対応していただくようにしていただければいいですね。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美）** 承知いたしました。
- 教育長（柿沼光夫）** 学校と基本的に同じように使用していただければいいかなと思います。
- 委員（渋谷克美）** ちょっと再確認したいんですけど、フィルタリングをしているので内容は特に問題ないというふうなことで理解してよろしいということですね。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美）** はい。
- 教育長（柿沼光夫）** 山中委員。
- 委員（山中大吾）** うちの子どももちろん今使っているんですけども、子どもたちいわく、先生は何を見ているかどうかというのをチェックしているから、ユーチューブとかは基本それで見えていないんです。ほかの端末でユーチューブとか見えて、あくまでもクロームブックは学校の宿題用という理解を子どもたちはしている子もいるんですけども、実際先生たちは子どもたちが何に使っているというデータを逐次見ているものなのか。それとも気になったときだけ見て報告とか、そういう何か管理するシステムみたいなものってあるんですか。
- 教育長（柿沼光夫）** 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美）** 例えば調べ学習のような形で20分間好きに調べていいよといったときには、誰がどのような画面を見ているかということが分かるシステムはございます。また、家庭で何を見ているかというところは、即時で捉えられないところもありますけれども、調べれば分かるという機能はありますので、ちょっと心配だなという場合は個々に対応していくということになるかと思えます。
- 委員（山中大吾）** では、あくまでも学校で先生たちが見れますよということによって、抑止しているだけの今感じなんですか。
- 教育長（柿沼光夫）** 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美）** 学校においては実際に教員がどの子がどういうものを見て、どういうまとめをしているかというのは共有しますので、学校では管理できているものになります。ただ、家庭については、リアルタイムで何を見ているかというところまでは学校で把握しているわけではございませんので、どちらかといえば抑止効果的な部

分が多いかと思いますが、ただいざとなれば調べることはできるというふうを考えています。

○教育長（柿沼光夫） 基本的に学校で授業をする中でどの子がどういうものを見ているかというのは、それは調べられますよね。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） それは把握できます。

○教育長（柿沼光夫） クロームブックの使用の手引にあると思いますが、家庭に持ち帰ったときは、家庭で指導についてもお願いしたいということなので、そこまで、例えば日曜日とか土曜日、先生が全部管理することはあり得ません。あくまで家庭で管理していただきたいということですね。

○委員（山中大吾） わかりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、ウ、久喜市議会令和4年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野原隆） それでは、教育長報告ウ、久喜市議会令和4年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の24ページをお開きください。6月定例会議へ上程された議案のうち、教育委員会に関係する議案につきましては、久喜市議会議案番号第14号及び第40号の2件でございます。両議案ともに、議会最終日の令和4年7月7日に原案のとおり可決をいただいた内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しましてご質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告エ及び議案第36号につきましては人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、これより会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休 憩

午後 1時53分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） それでは、エ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

[非公開案件につき省略]

○教育長（柿沼光夫） 以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第36号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第36号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第36号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第37号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第37号を上程し、これを議題といたします。

議案書の4ページを御覧ください。議案第37号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第37号 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則を、別紙のとおり制定したいので議決を求めらるるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第 37 号につきましてご説明申し上げます。

議案書の 5 ページを御覧いただきたいと存じます。特別支援教育就学奨励費につきましては、市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒などの保護者のうち、一定の所得要件を満たす方等を対象に、経済的負担を軽減するために支給をしているところでございます。久喜市全体の児童生徒数は、現在減少傾向が続いておるところでございますが、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にございまして、本就学奨励費の対象者につきましても、平成 27 年度は 115 人であったところ、昨年度、令和 3 年度は 183 人と 1.59 倍に増加しておりまして、こうした増加傾向は今後も続くものと見込んでおるところでございます。これまでは本事業の対象者から申請があった場合は、その都度、起案による決裁で事務を行っておりましたが、対象者数の増加に伴いまして支給事務を円滑に進めるためには、就学援助制度など、ほかの制度と同様に事務に係る例規を制定すべきとの結論に至りました。つきましては、議案書のとおり、久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則を新たに制定したいという議案でございます。

なお、支給の要件など、事業の内容につきましては、これまでと変更するものではございません。

それでは、条文に従いまして順次ご説明申し上げます。

まず、第 1 条は、本規則の趣旨でございまして、特別支援学級に就学する者の保護者等の経済的負担を軽減するために就学奨励費を支給するというものでございます。

次に、第 2 条は、本規則で使用する用語の定義でございます。

次に、第 3 条は、支給対象者の規定でございまして、特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者を対象とするものでございます。

また、この第 3 条の第 2 項におきまして、ほかの制度から既に給付を受けている方や、収入額が需要額の 2.5 倍以上の方、これは経済的にある程度の余裕がある方ということでございますが、こうした方につきましては対象者としなないことを規定しております。

続きまして、6 ページをお開きいただきたいと存じます。第 4 条におきましては、就学奨励費の対象となる費目を定めるものでございます。

次に、第 5 条につきましては、支弁区分の規定でありまして、対象者の収入額に応じて支弁区分 1 と支弁区分 2 とに分け、それぞれに支給費目を定めるものでございます。

次に、第 6 条は、就学奨励費の額について、予算の範囲内で定めるものとする規定でございます。

次に、第 7 条は、就学奨励費の申請について、その方法や必要な書類等について規定するものでございます。

続きまして、隣、議案書の 7 ページでございます。第 8 条は、支給認定及び支弁区分の決定の規定でありまして、申請のあった方について、審査の上、決定を行い、その内容を申請者に通知するものとしてございます。

次に、第 9 条は、就学奨励費の支給方法や支給回数などについて規定するものでござい

ます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと存じます。第10条は、書類の整備等について、支給台帳などの整備を行うことを規定するものでございます。

次に、第11条は、支給認定の取消しの規定でございます。虚偽申請などの不正な手段により受給した場合は、認定の取消しをするものでございます。

次に、第12条は、就学奨励費を返還する場合の規定でございます。

次に、第13条は、氏名、住所等に変更があった場合の届出についての規定でございます。

次に、第14条は、この規則に定めるもののほか、就学奨励費に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるとするものでございます。

次に、附則でございますが、この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとするものでございます。

また、本制度の様式につきましては、この後、9ページから14ページに記載のとおりでございます。

以上が議案第37号 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則についての説明でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第37号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 7点ほど伺います。まず、1点目ですが、今回のこの規定、規則を制定するきっかけは、対象者が増加したからということなんです。周辺の自治体見ても、最近これつくっているようなんですが、なぜ今この制定をしたのかという、もうちょっとこの説明がありましたらお願いしたいと思います。

それから、この趣旨の中には特別支援教育の普及奨励、こういった文言は入らないのかどうかというのが、1点目です。

2点目が、前回の質問で特別支援学級に在籍する児童数は、指導課長のほうから児童が254人、生徒が91人、合わせて345人とありましたが、何人程度がこの規則に該当することを想定しているのか。また、分かりましたら結構なんです。この就学援助を受けている児童生徒の数と合わせた場合、全体に占める割合はどの程度になるのかということが、2点目です。

それから、3点目ですが、第3条の対象者につきましては、これは通級指導の児童は対象にならないのかどうか。

それから、4点目ですが、第4条の就学奨励費の費目と第6条の額についてなんです。予算の範囲内で毎年度定めるとありますが、就学援助の限度額との関係ではどのようになっているのでしょうか。

5つ目ですが、第7条の申請について、第1項第3号に教育委員会が必要と認める書類とありますが、この中には領収書なんかも含まれると思うんですが、これが遡って4月1

日から適用されるとした場合、処分してしまったという場合にはどうするのか。また、この制度、それとその添付書類について、今後どういった申請をしていくのかを伺いたいと思います。

それから、6点目ですが、同じ第7条の第3項に学校長に委任というのがありますが、これを保護者が拒んだ場合はどうするのか。

そして、最後、7点目ですが、様式のほうになります。9ページの様式第1号、この住所、氏名欄の下に、本文2行目に就学奨励費支給要綱第7条とありますが、これは規則の間違いいではないかということ、それから同じく2の添付書類の(2)の中の括弧の中の公募、「市が公募等」とありますが、この公募の「募」は、簿冊の「簿」の間違いいではないかと思いますが、2点の確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、ご答弁申し上げます。

7点の質疑をいただきました。まず、1番目のご質疑のうち、1点目のなぜ今この規則を制定するかという、なぜ今このタイミングなのかという趣旨のご質疑かと存じます。こちらにつきましては、冒頭にも申し上げましたけれども、これまで実はその都度起案という形で事務を進めておきまして、ただ対象者が増えてくる中で例規に基づき行うほうが効率的なのではないかというのが、課の中でいろいろと検討していたという経緯がございます。そうした中でまだ数は少ないんですが、埼玉県ですと、私どものほうで確認した限りでは羽生市さんとふじみ野市さんのほうで、こちらは規則でなく要綱という形だったんですが、例規、明文化した形で行っているという情報をつかみまして、私どものほうで検討してどこかで行かなければならないという中で、例規のほうのある程度の検討が終わったところで、今回上程させていただいたというところでございます。実は本当は今年の4月に間に合わせたかったというのが本音なんですけど、内容の精査で少し時間を取りまして7月になってしまったというところでございます。

次に、2点目のご質疑でございます。普及奨励という文言が、第1条の趣旨に入るべきではないかというご質疑かと存じます。先ほど申し上げたとおり、実は羽生市さん、またふじみ野市さんで例規を策定しておりますので、実はそちらのほうをいろいろ参考にさせていただきながら、今回例規のほうを調整していたという経緯がございます。この普及というところが、ちょっとそのときには私どもで思い至らなかったというのが実情ではございますが、保護者の経済的負担を軽減するためというようなところを趣旨のところの第一義的なところで出てございましたので、本市もそちらのほうに倣ったという形でございます。

次に、2番目で、こちら特別支援教育就学奨励費が必要となる方が、全体に対するどれぐらいの割合かというご質疑だと、こちらが私の手元にある数字なんですけども、およそ55%、55.5%という形になります。

それから、第3条の支給対象者の通級指導のところですね。通級指導の生徒が対象者にならないのかということなんですけども、規定上としては、こちらに書いてありますとおり、1号と2号、特別支援学級に就学する児童又は生徒と、あるいは特別支援学級に就学はしていないけれども、こちらの第22条の学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当するものを対象としているところがございます。したがって、通級指導教室に通っている方につきましては、この(2)に該当すると認められれば、こちらの支給対象というふうになるわけですが、こちらについては通級指導教室に通っているのだから直ちに対象になるというふうには、規定にはしておらないところがございます。

それから、4番目でございます。第6条の予算の範囲内という規定でございます。実は就学援助規則のほうにつきましても、同様に就学援助の額は予算の範囲内で教育委員会が定めるという規定をつくりまして、私どもとしては当然必要な額の予算を、予算計上して要求していくわけですが、その中で万が一予算が足りないような事態、予算よりも多くの支給対象者が発生するような場合には、その予算の範囲内で実施すると、予算の確保がないものについては事業が実施できないという趣旨でございます。当然必要な予算は、例えば補正予算等で追加で要求するなどの措置はとってはいるんですけども、あくまでも財政的にきちんと裏づけがないものについては予算執行ができないという、その原則に基づいて規定した条文でございます。

それから、5番目の質疑でございます。第7条で申請、遡っての適用ですけども、申請書、申請の際に領収書等処分してしまった場合にはどのような対応をするのかというご趣旨のご質問かと存じます。こちらにつきましては、実は毎年行っておりますので、例規を定める前に、通常と同じような形で対象者の方にはお知らせのほうはしてございます。今年も就学援助費のほうがありますので、こういった内容の申請がこの後必要になりますというお知らせはしておりますので、対象となるものは取っていただいているというふうに考えてはいるんですけども、もし例えばそのような紛失をしてしまったということがあれば、私ども事務のほうで聞き取りなどを行いまして、必要な確認というのを行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、6番目の質疑でございます。こちらのほうで支給の学校長に委任、こちらを保護者のほうが拒んだ場合はどうするかというご質問でございます。私の把握している範囲では今のところそのような方はいらっしゃらないんですが、もしいた場合については、例えばその方だけ直接支給するというような対応もできるのかなというふうな考えではあります。こちらについては、就学援助費についても同様の規定がございまして、やはり学校長のほうに伝え、学校長から支給するというような形を取っておりますが、今のところ、こちらについても、対象者は就学援助のほうが多いんですが、その委任を拒んだという話は聞いておりませんが、もしそういうケースがあった場合には個別対応というふうなことで考えておるところでございます。

最後の7番目ですが、大変申し訳ございません。こちらにつきましては、ご指摘のとおりで、こちら両方とも記載誤りでございます。こちらについては、所要の訂正をさせていただきますと存じます。申し訳ございませんでした。

以上でよろしいでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） ありがとうございます。ちょっと再確認させていただきます。特別支援学級に通っているうちの該当者がどんな割合かという中で、55.5%というふうに言われましたけど、これは児童が254人、生徒が91人の345人のうちの55.5%というふうな理解でよろしいわけですね。

それと、あと就学援助を今受けている児童と合わせた場合、どのぐらいの全児童生徒数のうちの割合になるのか、分かればでこれ結構なんですけど、それが1点と、もう一点なんですけど、就学援助との関係でちょっと記憶違いでしたら申し訳ないんですが、就学援助の場合は金額がこちらもう決まっていたんじゃないかなという記憶があるんですが、予算の範囲内といってもですね、例えば修学旅行費が幾らとか、学用品費が幾らとか新入学児童生徒学用品費が幾らとかという、そういうようになっていたんじゃないかと思うんですが、その金額に対して、この特別支援教育のほうの就学奨励費のほうはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 恐れ入ります。ありがとうございます。

まず、1点目のご質疑でございますが、こちらにつきましては令和3年度の数値になりますが、後ほどこちら確認してご答弁させていただきたく、保留でお願いできればと存じます。

それから、2点目、金額が、それぞれ費目について、この費目は幾らというふうに決まっていたのではないかというような趣旨のご質疑、おっしゃるとおりでございます。こちらの就学奨励費につきましても、第4条で費目も定めておるんですけども、こちらについては就学援助でお支払いしている金額と同じ金額という形で行う方向でございます。

○教育長（柿沼光夫） では、その数字はすぐに調べてください。事務局のほうでお願いします。

それでは、先に行かせていただきます。ほかにごございませんでしょうか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） これは特別支援学級に通っているお子さんということで、特別支援学級ではなく、普通学級に通っている障がいを持ったお子さんは対象外ということでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 通常学級に通っているお子様につきましては、こちらの第3条の第1項第2号のところで、市立学校の児童又は生徒で、学校教育施行令第22条の3に規



定する障がいの程度に該当するもの、こちらに該当すればこちらの奨励金のほうの対象になるものと考えてございますので、必ずなるとはちょっと言いきれないんですけども、その方の障がいの程度によって対象者になる場合もあり得るというふうに考えておるところでございます。

○教育長（柿沼光夫） これまでそのような対象者はいるのですか。  
学務課長。

○学務課長（関口智彰） すみません。内訳を全部確認したわけじゃないんですが、これまでも同じ基準でやっておりますので、同じような方がいれば、障がいの程度をこちらのほうで判定して、こちらの障がいの程度に該当するものと認定されれば、当然これまでの方にも支給はしております。具体的に申し上げられなくてすみません。

○教育長（柿沼光夫） ほかにありますか。よろしいですか。  
それでは、ちょっと今、渋谷委員の質問の回答を待ちますので、暫時休憩いたします。

午後 2時23分 休 憩

午後 2時29分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。  
学務課長。

○学務課長（関口智彰） お時間をいただきまして、申し訳ありません。就学援助のほうの人数の割合ということで、今、令和3年度のものを確認いたしましたので、就学援助のほうにつきましては、まず対象者の方が小・中合わせて1,050人でございます。児童生徒の総数が1万445人になりますので、これで割れば全体に対する割合という形になると思います。そうしますと、10.1%が就学援助の割合という形になっておるところでございます。

○教育長（柿沼光夫） いいですか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。  
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。  
よって、議案第37号 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第38号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第38号を上程し、これを議題といたします。  
議案書の15ページを御覧ください。議案第38号について提案理由の説明を求めます。  
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第38号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問についてに

つきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立小・中学校就学予定者又は在学者のうち、教育上特別な支援を要する児童生徒等の就学判断について、別紙のとおり久喜市障がい児就学支援委員会へ諮問したいので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問につきましてご説明いたします。

議案書 15、16 ページをお開きください。久喜市障がい児就学支援委員会条例第 2 条には、就学支援委員会は、次に挙げる事業に関し、教育委員会の諮問に応じ、その結果を答申するとあります。つきましては、就学判断として、次の 2 点を諮問してよいか伺います。

1 点目として、市立の小学校又は中学校に就学しようとする者又は在学する者のうち、障がいのある幼児、児童及び生徒について、障がいの種類、程度を判断すること。

2 点目として、障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関すること  
でございます。

なお、令和 4 年度につきましては、8 月、10 月、11 月、2 月の 4 回を開催する予定でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 38 号について質疑をお受けいたします。よろしいですか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 39 号

○教育長（柿沼光夫） つきまして、議案第 39 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 17 ページを御覧ください。議案第 39 号について提案理由の説明を求めます。  
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 39 号 令和 5 年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

令和 5 年度に久喜市立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書について、別紙のとおり採択することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 令和 5 年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用教科

用図書の採択についてでございますが、議案書 17 から 18 ページを御覧ください。学校教育法附則第 9 条の規定により、小・中学校の特別支援学級での特別の教育課程による場合において、教科により当該学年用の検定済み教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、文部科学大臣による点検済み教科書以外の一般図書を使用することができることとなっております。また、一般図書については、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの状況及び発達の段階に適合した教科用図書を毎年度採択することができることとなっております。

そこで久喜市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱に基づき、市内全小学校・中学校に令和 5 年度使用の特別支援学級用図書の選定について依頼したところ、小学校 3 校、中学校 1 校から、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書を使用したいとする要望と選定理由書が提出されました。学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学級における教科用図書を使用するためには、久喜市教育委員会として採択する必要がございます。つきましては、選定理由を基に作成した採択案につきまして、令和 5 年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の議決をお願いするものでございます。前のほうにその教科書を展示してございます。どうぞご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 39 号について質疑をお受けいたします。

教科書はこれですね。もし時間が必要であれば御覧ください。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 質疑ございませんか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） この本は、ふだん使っている教科書の代わりに使うということではないのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 特別支援学級の知的のほうで該当学年の検定教科書だと内容的に難しいということであれば、こういった形でこれを教科書として代わりに使うことが可能ということになります。なので、こちらを希望された児童生徒は、これを教科書としてその学年では使うことになります。

○教育長（柿沼光夫） 通常の教科書の代わりですか。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 代わりでございます。通常の教科書については、例えば必要であれば、そちらを自費で購入ということになると思います。

〔「これ自費なんですか」と言う人あり〕

○参事兼指導課長（川羽田恵美） これは公費です。

○教育長（柿沼光夫） 通常その学年の教科書は支給されないということです。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 支給はされません。これが教科書になります。公費での支給になります。

- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。ということです。  
ほかに。  
渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） ちょっとこの教科書を見てなんですが、これが支給された場合、家に持ち帰るものなんでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） はい。教科書として扱いますので、家庭でも活用いたします。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） その目の前に「植物」と書かれた、かなり厚い物があるんですが、ああいった物も持ち帰るということなんでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 最近いろいろな意味で置き勉というようなことも全ての児童生徒にしておりますので、必要に応じて担任の指導で、例えば持ち帰りしたり持ってきたりということはあるでしょうし、学級内にずっと置いておいて必要なときに使うということもあるかと思っておりますので、それは児童生徒と指導者の関係で決めていくことになるかと思っております。
- 教育長（柿沼光夫） 今、教科書は、必ずしも毎日持ち帰らなくていいことにしています。置き勉を認める、あるいは奨励していますので、昔と違います。  
ほかにございますか。  
諸橋委員。
- 教育長職務代理者（諸橋美津子） まず、採択するときに、この本の特色とか、そういったものを一覧でいただいていたと思うんですけども、今回そういうのはなく、もう学校のほうでこれがいいということで、もう今日は採択するような形ですか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） こちらについてのご説明は一冊一冊はございませんが、もしご不明でしたら手に取って見ていただくということでご理解いただければと思います。
- 教育長（柿沼光夫） 山中委員。
- 委員（山中大吾） この教科書というのは、今、その学校で一般的に使用する教科書でなくて、その子に合った教科書ということで、こういうくらいにしないといけないということで、今回採択してくださいという趣旨のことですよね。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 指導者のほうで、これが適切だということで挙げてきたものでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 全ての子どもたちが、これで学習するわけではありません。

○委員（山中大吾） ということですよね。その学校で必要なものだけを今回採択してくれ  
ということの理解ですよね。

○教育長（柿沼光夫） そうです。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。  
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号 令和 5 年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用教科用図書  
の採択については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他の次回定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榎原俊彦） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和 4 年 8 月 23 日火曜日、午後 1 時半から、会場は、鷺宮総合支所 4 階、  
404・405 会議室で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は 8 月 23 日火曜日、時間は午後 1 時 30  
分から、会場は鷺宮総合支所 4 階、404・405 会議室とさせていただきます。詳細は、追  
って事務局からお知らせいたします。

午後 2 時 4 0 分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 4 年 7 月定例会を閉議、閉  
会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和4年8月23日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 渋 谷 克 美